

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	始良市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.aira.lg.jp/gyokaku/kurashi/bangoseido.html

執行機関名 始良市長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	始良市地域活性化住宅条例(平成26年始良市条例第4号)による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年始良市条例第23号)別表第1第7の項 始良市地域活性化住宅条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第1条	始良市地域活性化住宅条例第6条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</u>	活性化住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 本市内の企業に就労する又は就労予定の単身者であること。 (2) <u>規則に定める基準の収入がある者であること。</u> (3) <u>現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		始良市地域活性化住宅条例 始良市地域活性化住宅条例施行規則(平成29年始良市規則第16号) 始良市営住宅条例(平成22年始良市条例第176号) 始良市営住宅条例施行規則(平成22年始良市規則第156号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 43 条 の4 項 1 号	始良市地域活性化住宅条例第7条
②事務の内容	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	始良市地域活性化住宅条例第7条に規定する入居申込みに係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 43 条 の4 項 1 号 ハ	始良市地域活性化住宅条例施行規則第6条 始良市営住宅条例施行規則(平成22年始良市規則第156号)第3条第2項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 43 条 の4 項 1 号 ニ	始良市地域活性化住宅条例施行規則第6条 始良市営住宅条例施行規則第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		